

## ○信濃川水域内における特定事業場の排水基準

特定施設番号	特定施設・業種等の要件	公共下水道処理区域内の許容限度				公共下水道処理区域外の許容限度			
		BOD (mg/L)		SS (mg/L)		BOD (mg/L)		SS (mg/L)	
		最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 抗水中和沈殿施設 ニ 掘削用の泥水分離施設	25	20	90	70	60	50	90	70
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	25	20	90	70	100	80	100	80
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設	25	20	80	60	90	70	80	60
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	25	20	80	60	90	70	80	60
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	25	20	80	60	90	70	80	60
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	25	20	80	60	90	70	80	60
6	小麦製造業の用に供する洗浄施設	25	20	80	60	90	70	80	60
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設	25	20	80	60	90	70	80	60
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの洗でんそう	25	20	80	60	90	70	80	60
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	25	20	80	60	90	70	80	60
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設	25	20	80	60	90	70	80	60
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設	25	20	80	60	90	70	80	60
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設	25	20	80	60	90	70	80	60

## ○信濃川水域内における特定事業場の排水基準

特定施設番号	特定施設・業種等の要件	公共下水道処理区域内の許容限度				公共下水道処理区域外の許容限度					
		BOD (mg/L)		SS (mg/L)		BOD (mg/L)		SS (mg/L)			
		最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均		
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設	25	20	80	60	90	70	80	60		
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設	25	20	80	60	90	70	80	60		
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設	25	20	80	60	90	70	80	60		
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	25	20	80	60	90	70	80	60		
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	25	20	80	60	90	70	80	60		
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	25	20	80	60	90	70	80	60		
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設	25	20	80	60	90	70	80	60		
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設	25	20	80	60	90	70	80	60		
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	染色整理業除く		25	20	90	70	60	50	90	70
		染色整理業		25	20	80	60	100	80	80	60
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設	25	20	80	60	100	80	80	60		
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	25	20	90	70	60	50	90	70		
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	25	20	90	70	90	70	120	100		
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	25	20	90	70	90	70	120	100		
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設	25	20	90	70	90	70	120	100		
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設	25	20	90	70	60	50	90	70		
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設	1日当たりの平均的な排出水量が2万㎡以上		25	20	60	40	40	30	60	40
		1日当たりの平均的な排出水量が2万㎡未満		25	20	90	70	90	70	120	100

## ○信濃川水域内における特定事業場の排水基準

特定施設番号	特定施設・業種等の要件	公共下水道処理区域内の許容限度				公共下水道処理区域外の許容限度			
		BOD (mg/L)		SS (mg/L)		BOD (mg/L)		SS (mg/L)	
		最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	25	20	90	70	60	50	90	70
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設	25	20	90	70	60	50	90	70
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設	25	20	90	70	60	50	90	70
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設	25	20	90	70	60	50	90	70
27	前2号（25号及び26号）に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設	25	20	90	70	60	50	90	70
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレノモノマー洗浄施設	25	20	90	70	60	50	90	70
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	25	20	90	70	60	50	90	70
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設 メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	25	20	90	70	60	50	90	70
31	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	25	20	90	70	60	50	90	70
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設	25	20	90	70	60	50	90	70

## ○信濃川水域内における特定事業場の排水基準

特定施設番号	特定施設・業種等の要件	公共下水道処理区域内の許容限度				公共下水道処理区域外の許容限度			
		BOD (mg/L)		SS (mg/L)		BOD (mg/L)		SS (mg/L)	
		最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設	25	20	90	70	60	50	90	70
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	25	20	90	70	60	50	90	70
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	25	20	90	70	60	50	90	70
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	25	20	90	70	60	50	90	70
37	前6号（31号から36号まで）に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 二エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設	25	20	90	70	60	50	90	70
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設	25	20	90	70	60	50	90	70
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキササンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）	25	20	90	70	60	50	90	70
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設	25	20	90	70	60	50	90	70
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	25	20	90	70	60	50	90	70

## ○信濃川水域内における特定事業場の排水基準

特定施設 設置番号	特定施設・業種等の要件	公共下水道処理区域内の許容限度				公共下水道処理区域外の許容限度			
		BOD (mg/L)		SS (mg/L)		BOD (mg/L)		SS (mg/L)	
		最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設	25	20	90	70	60	50	90	70
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設	25	20	90	70	60	50	90	70
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	25	20	90	70	60	50	90	70
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設	25	20	90	70	60	50	90	70
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設	25	20	90	70	60	50	90	70
46	第28号から前号（28号から45号）までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設	25	20	90	70	60	50	90	70
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を混合するものに限る。以下同じ） ホ 廃ガス洗浄施設	25	20	90	70	60	50	90	70
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	25	20	90	70	60	50	90	70
49	農薬製造業の用に供する混合施設	25	20	90	70	60	50	90	70
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試験薬製造施設	25	20	90	70	60	50	90	70
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	25	20	90	70	60	50	90	70
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	25	20	90	70	60	50	90	70
51の3	医療若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	25	20	90	70	60	50	90	70
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設	25	20	90	70	60	50	90	70
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設	25	20	90	70	60	50	90	70
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	25	20	90	70	60	50	90	70
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	25	20	90	70	60	50	90	70
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	25	20	90	70	60	50	90	70
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	25	20	90	70	60	50	90	70
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	25	20	90	70	60	50	90	70
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設	25	20	90	70	60	50	90	70
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	25	20	90	70	60	50	90	70

## ○信濃川水域内における特定事業場の排水基準

特定施設 設置番号	特定施設・業種等の要件	公共下水道処理区域内の許容限度				公共下水道処理区域外の許容限度			
		BOD (mg/L)		SS (mg/L)		BOD (mg/L)		SS (mg/L)	
		最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設	25	20	90	70	60	50	90	70
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	25	20	90	70	60	50	90	70
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	25	20	90	70	60	50	90	70
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	25	20	80	60	90	70	80	60
63の3	石炭を燃料とする火力発電所のうち、廃ガス洗浄施設	25	20	90	70	80	60	100	80
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	25	20	90	70	60	50	90	70
64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設	25	20	90	70	60	50	90	70
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	25	20	90	70	60	50	90	70
66	電気めつき施設	25	20	90	70	60	50	90	70
66の2	エチレンオキシサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	25	20	90	70	60	50	90	70
66の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設	25	20	80	60	90	70	80	60
66の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	25	20	80	60	90	70	80	60
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	25	20	80	60	90	70	80	60
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	25	20	80	60	90	70	80	60
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	25	20	80	60	90	70	80	60
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	25	20	80	60	90	70	80	60
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	25	20	80	60	90	70	80	60
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	25	20	90	70	60	50	90	70
68の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設	25	20	90	70	80	60	100	80
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	25	20	90	70	60	50	90	70

## ○信濃川水域内における特定事業場の排水基準

特定施設番号	特定施設・業種等の要件	公共下水道処理区域内の許容限度				公共下水道処理区域外の許容限度					
		BOD (mg/L)		SS (mg/L)		BOD (mg/L)		SS (mg/L)			
		最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均		
69の2	卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場	25	20	90	70	60	50	90	70		
69の3	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）	25	20	90	70	60	50	90	70		
70	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次に掲げるものを除く。）	25	20	90	70	60	50	90	70		
71	自動式車両洗淨施設	25	20	90	70	60	50	90	70		
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ 焼入れ施設	25	20	90	70	60	50	90	70		
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設	25	20	90	70	80	60	100	80		
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設	25	20	90	70	80	60	100	80		
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設（前各号に掲げるものを除く。）	25	20	90	70	60	50	90	70		
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設（前各号に掲げるものを除く。）	25	20	90	70	60	50	90	70		
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）	し尿浄化槽		25	20	90	70	40	30	90	70
		し尿浄化槽を除く		25	20	90	70	30	20	90	70
73	下水道終末処理施設	25	20	90	70	25	20	90	70		
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号（72号及び73号）に掲げるものを除く。）	当該工場又は事業場で処理を行う汚水を排出する工場又は事業場の区分に応じ、この表を適用することとした場合において適用されることとなる許容限度とする。この場合において、当該汚水を排出する工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度とする。									

## 備考

- 「信濃川水域」とは、信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域（鳥屋野水域（新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例別表第2号の表の備考に定める水域をいう。）及び阿賀野川水系阿賀野川を除き、内水面に限る。）をいう。
- 「公共下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものとする。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に適用する。
- この表による排水基準が適用される工場又は事業場が2以上の施設を設置する場合において、当該工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度を適用する。
- この表による排水基準が適用される工場又は事業場が別表第1に掲げる施設以外の政令別表第1に掲げる施設を同時に設置する場合にあつては、この表を適用する。
- 検定方法は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき定められた方法とする。